令和６年10月版

ユニバーサルシートの設置推進について

神奈川県福祉子どもみらい局
地域福祉課

【令和６年10月～】

ユニバーサルシートの設置が整備基準になりました！

■ 設置が義務化される施設

施設の種類	用途面積
官公庁施設（官公庁舎）	1,000㎡以上
教育文化施設（図書館、動物園、集会場（公民館）等に限る）	
医療施設（無床診療所を除く）	
運動施設　※体育館、ボーリング場、スケート場等	
興行・遊興施設　※劇場、映画館、観覧場、遊技場	
展示施設	
（大型）商業施設	2,000㎡以上
公衆便所	全てのもの
公園（都市公園その他規則で定めるもの）	

■ 設置に関する主な基準

内容	✓ 車椅子からの移乗動作や介助者の動作を考慮し、十分なスペースを確保 ✓ 折畳み式とする場合は、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置 また、戸の開閉や施錠操作が円滑に行えるよう、入口との位置関係に配慮
望ましい水準	✓ 大きめのユニバーサルシート（幅60～80cm程度、長さ150～180cm程度）を設置 ✓ 固定式ベルトなど落下防止措置

※令和6年10月1日以降に新築・増築等を行う施設に適用されます。

Ⅰ ユニバーサルシートをご存じですか？

■ ユニバーサルシート（介助用の大型ベッド）とは

介助の必要な方のおむつ交換などで利用され、障がい者や高齢者等の社会参加を支援するうえで重要な設備です。

当事者の困りごと・現状

・医療的ケアができず、お出かけを諦めざるを得ない。
・リクライニングできる車椅子上でおむつ交換している。
・ヨガマットを持参し、トイレの床にマットを敷き、寝転がって排泄している。

そこで・・

県では、「当事者目線の障がい福祉推進条例」の理念を踏まえた取組として、

県全体で、ユニバーサルシートの設置を広く推進していくこととしました！

（令和5年7月14日知事定例会見にて報道発表）

（ユニバーサルシート）

2 当事者による設置ニーズ

■ 当事者による設置ニーズ（ヒアリング結果）

（外出時における動線のポイントとして）

- どの地域にも必ずある役所や図書館、鉄道駅に設置して欲しい

（施設利用の特性から）

- 公園や映画館、大型商業施設など、長時間過ごすことが想定される施設や、一度入ると出るのが難しい施設には設置して欲しい

【トイレの構造上やむを得ず設置できない場合であっても・・】

- おむつ交換や医療的ケアが可能な代わりの場所（静養室・医務室など）を提供して欲しい

3 県の取組

率先して設置！

1. 県施設で率先してシートを設置します！

2. 市町村・民間事業者等にシートの設置を働きかけます！

- 設置検討の参考としていただけるよう、令和5年7月にお送りした依頼文には、シート配置例や留意点などを別紙としてまとめています。

短辺方向に折り畳むシートの場合

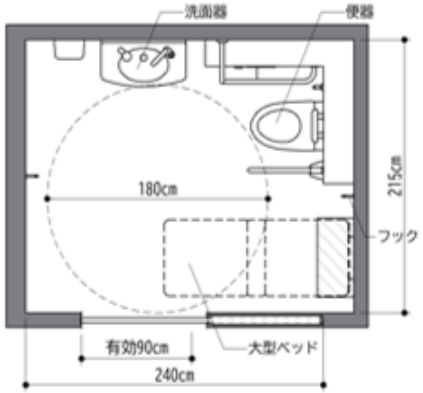

長辺方向に折り畳むシートの場合

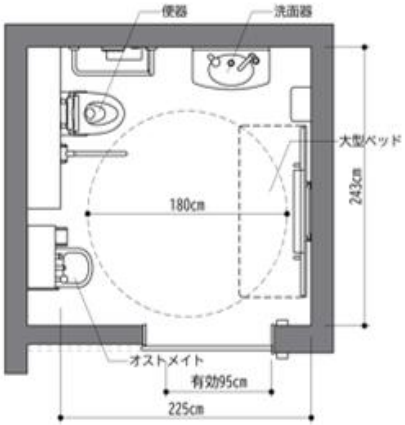

3. シート設置状況・設置場所を「見える化」します！

- シートの設置状況を調査し、県ホームページやNPO法人などが作成しているトイレマップに公表します。

4 今回ご協力をお願いしたいこと

1. シートの設置について、改めて積極的な検討をお願いいたします。

2. シートの設置状況調査にご協力ください。
また、今後シートを設置した場合は、
設置した旨の申し出をお願いします。

神奈川県電子申請システム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=59339

その他、ご不明な点などがありましたら、
県地域福祉課(☎045-210-4748)まで
お問い合わせください。